

# 第5章 計画の内容

## 基本方針と推進施策の体系

基本方針	推進施策
<p>〔基本方針Ⅰ〕</p> <p>妊娠期から子育て家庭を支える</p>	<p><b>推進施策1 妊娠期からの切れ目のない子育て支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) すべての母子を対象とした市町村の子ども・子育て支援体制の充実</li> <li>(2) だれでもいつでも相談できる子育て相談支援体制の強化</li> <li>(3) 周産期や子どもに係る医療体制等の充実</li> <li>(4) 不妊に悩む方への支援の充実</li> </ul> <p><b>推進施策2 男女が互いに尊重し合い喜びをわかちあう子育ての推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 企業や地域と連携した父親の子育て参画の促進</li> </ul> <p><b>推進施策3 ひとり親家庭への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ひとり親家庭への就労・生活支援の充実</li> </ul> <p><b>推進施策4 親の成長も促す 仕事と子育ての両立支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 親の成長も促す「保育」の質と量の充実</li> <li>(2) 放課後の子どもの居場所づくり</li> <li>(3) 子育て中の親が働きやすい職場づくりの推進</li> <li>(4) 再就職相談支援の充実</li> </ul> <p><b>推進施策5 地域の子育て環境の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域の多様な主体による子育て応援の取組促進</li> <li>(2) 安心して子育てできる居住・外出環境等の整備</li> </ul>
<p>〔基本方針Ⅱ〕</p> <p>すべての子どもを健やかに大きく育てる</p>	<p><b>推進施策1 乳幼児期からの「心」のはぐくみ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子どもの発達段階に応じた自尊感情、規範意識、学習意欲等の醸成</li> </ul> <p><b>推進施策2 子どもを健やかに大きくむスポーツ・食育の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 幼児期のスポーツ（運動・遊び）の推進</li> <li>(2) 子どもの体力向上方策の推進</li> <li>(3) 子どものスポーツ活動環境の充実</li> <li>(4) 発達段階に応じた食育の推進</li> <li>(5) 学校における食育の推進</li> </ul> <p><b>推進施策3 障害のある子どもへの支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 各種健診体制の整備による早期発見体制の整備</li> <li>(2) 相談支援及び療育体制の充実・強化</li> <li>(3) 重症心身障害児（医療的ケア児）への支援</li> <li>(4) 保育所や放課後児童クラブの障害児の受入れ体制の充実・強化</li> </ul> <p><b>推進施策4 外国人の子どもへの支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 外国人児童生徒への教育支援の充実</li> <li>(2) 外国人生活相談への対応充実</li> <li>(3) 国際交流・異文化理解の推進</li> </ul> <p><b>推進施策5 子どもを健やかに大きくむ環境整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子どもが遊び・運動（スポーツ）し、学ぶ場の整備・充実</li> <li>(2) 学校を核とした地域の教育力の強化</li> <li>(3) 地域の「育ちの場」づくり</li> <li>(4) 学童期・思春期における保健対策の推進</li> <li>(5) 健全な青少年育成のための環境整備</li> <li>(6) 子どもの交通安全の確保</li> <li>(7) 子どもを犯罪や有害環境から守るための対策の推進</li> </ul>
<p>〔基本方針Ⅲ〕</p> <p>子どもを困難な状況に陥れず育てる</p>	<p><b>推進施策1 児童虐待発生時の迅速・的確な対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) こども家庭相談センター（児童相談所）の体制及び専門性強化</li> <li>(2) 虐待を繰り返さないための親の回復支援の推進</li> <li>(3) 市町村の体制及び専門性強化</li> <li>(4) 市町村や関係機関との連携の推進</li> <li>(5) 在宅養育への支援の充実</li> <li>(6) 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）防止及び被害者支援の充実</li> </ul> <p><b>推進施策2 困難を抱える子どもの養育環境の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会的養護体制の充実</li> <li>(2) 若者（県内高校生・大学生）と子どもとの交流促進</li> </ul>
<p>〔基本方針Ⅳ〕</p> <p>若者を次代を担う者として育てる</p>	<p><b>推進施策1 若者の経済的自立支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 県内の雇用の場の創出</li> <li>(2) 若年者への県内就業・再就職支援の充実</li> </ul> <p><b>推進施策2 企業等と連携した若者の結婚応援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 結婚・子育て応援の気運醸成</li> <li>(2) 若者の出会いの機会の提供</li> </ul> <p><b>推進施策3 困難を抱える若者の自立支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ニート・ひきこもり相談支援体制の充実</li> </ul>

## 基本方針Ⅰ 妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支える

すべての子育て家庭が地域において、安心感を感じながら子育てができるよう、妊娠期からの子育て支援や医療体制を整備・充実します。

また、男女が尊重し合い喜びをわかちあう子育ての推進やひとり親家庭への支援、親の成長も促す「保育」を充実するとともに、企業と連携した働きやすい職場づくりや多様な主体と連携した地域の子育て環境整備を推進します。

### <施策の成果指標>

指 標	現 状	目標値 (R6年度)	調査等
子育てに悩んだときなどに気軽に相談できる環境が整っていることの育児期の県民満足度	3.21 (R元年度)	3.50	県民アンケート調査
子育てに心理的・精神的な不安・負担を感じている母親の割合	49.8% (H30年度)	40%以下 (R5年度)	結婚・子育て実態調査
子育てに金銭的・経済的な不安・負担を強く感じている母親の割合	18.1% (H30年度)	15%以下 (R5年度)	結婚・子育て実態調査
子育て世代包括支援センターの設置市町村数	28市町村 (H31年4月)	全市町村 (R2年度)	健康推進課調べ
乳児健診(4～5か月)の未受診者の現認率	89.0% (R元年9月)	100% (毎年度)	奈良県市町村事業実績報告(母子保健)
安心して子どもを出産できる医療体制が整っていることの県民満足度	2.85 (R元年度)	3.00	県民アンケート調査
子どもがケガや急病時にいつでも診てもらえる医療体制が整っていることの育児期の県民満足度	3.03 (R元年度)	3.50	県民アンケート調査
ハイリスク妊婦の県内受入率	97.0% (H30年)	100% (R5年度)	地域医療連携課調べ
仕事と子育ての両立ができることの育児期の県民満足度	2.85 (R元年度)	3.00	県民アンケート調査
男性の育児休業取得率	5.0% (H30年)	13%	雇用均等基本調査等
ひとり親(母子)世帯の年収200万円未満の割合(回答のうち「わからない」「不明」を除く)	44.8% (R元年)	40%以下	こども家庭課調べ
保育所が充実していることの育児期の県民満足度	3.03 (R元年度)	3.50	県民アンケート調査
保育所等入所待機児童がいる市町村数	9市町村 (H31年4月)	0市町村 (R2年度)	子育て支援課調べ
放課後児童クラブ利用待機児童がいる市町村数	10市町村 (R元.5.1)	0市町村 (R3年度)	子育て支援課調べ
第1子出産前後の妻の継続就業率	52.8% (H30年度)	55% (R5年度)	結婚・子育て実態調査
なら女性活躍推進倶楽部の登録企業数	114 (R元年12月)	200	女性活躍推進課調べ
「社員・シャイン職場づくり推進企業」の登録数	196 (R元年12月)	250	雇用政策課調べ
なら子育て応援団登録店舗数	1,744店舗 (R元年12月)	1,800店舗	女性活躍推進課調べ
鉄道駅のバリアフリー化率 (平均利用者数3,000人/日以上駅の段差解消率)	77.4% (H30年度末)	100% (R2年度)	地域交通課調べ

※目標値については、原則令和6年度を目標年度としますが、他計画との整合や調査年度等を踏まえた指標は、括弧書きの目標年度になっています。

## 推進施策 I-1 妊娠期からの切れ目のない子育て支援

「すべての母子を対象とした市町村の子ども・子育て支援体制の充実」、「だれでもいつでも相談できる子育て相談支援体制の強化」、「周産期や子どもに係る医療体制等の充実」、「不妊に悩む方への支援の充実」の4つの視点で施策を進めます。

### ◆施策と取組の方向

#### (1) すべての母子を対象とした市町村の子ども・子育て支援体制の充実

##### ①市町村の母子保健と子育て支援が連携した「子育て家庭総合支援体制」の整備・充実

妊娠期からすべての母子を把握し、必要な支援機関につなぐなど個々に応じた支援が行えるよう、母子保健の拠点である「子育て世代包括支援センター」と児童虐待防止対策を含む子育て支援の拠点である「子ども家庭総合支援拠点」の全市町村での設置を目指し、県の母子保健・子育て支援の関係課が連携して、より効果的な設置方法も含め検討し支援することで、子育て家庭を総合的に支援する体制を整備・充実します。

##### ②妊産婦・乳幼児への保健対策の充実

- ・妊娠期から子育て期の様々なニーズに対して総合的相談や包括的な支援を提供する、子育て世代包括支援センターの全市町村での設置・運営に向けた、市町村職員を対象とする研修を実施します。
- ・産後1か月以内の産婦の不安や育児負担の軽減を図るため、産科医療機関と連携し、産後ケアの必要性の共通理解や県内での産後ケア事業や産前・産後サポート事業を推進します。
- ・妊産婦及び乳幼児健康診査については市町村や関係医療機関等と連携して、健康増進、疾病スクリーニング及び虐待予防・早期発見の機会として適切に実施できるよう努めます。
- ・児童虐待の未然防止を視野に入れ、市町村が母親の育児不安や親子関係の状況把握を適切に行えるよう、特定妊婦支援や乳幼児健康診査未受診児の現認（専門職が直接見て確認）の方法等について検討し、特定妊婦※、未受診児のリスク評価や県内外の転入・転出児の情報共有を適切に行う体制を整えます。

※特定妊婦……出産後の子どもの養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

##### ③ペアレントトレーニングによる親の子育て力の向上支援

親の子育て力の向上を目指し、子育て中の保護者が、暴力によらずに子どもを褒めて励ましながら、子どもが望ましい行動を身に付けることができる子育て方法（しつけ方）を学ぶ「ペアレントトレーニング」を実施する市町村を支援します。



## (2) だれでもいつでも相談できる子育て相談支援体制の強化

### ①市町村の子育て相談支援体制の強化

地域の身近な場所で、乳幼児の親子が交流し、子育ての相談が気軽に行える「地域子育て支援拠点事業」や、関係機関と連携調整し、子育て支援事業の情報提供や相談を行う「利用者支援事業」の拡充を目指し、市町村を支援します。

また、「地域子育て支援拠点」において、子育ての早期から気軽に相談でき、市町村の専門職等必要な支援に迅速につながるようなことのできるよう、従事者のスキルアップを図ります。さらに、拠点において0歳児が増加していることをうけ、赤ちゃんのことも安心して相談できる体制を充実します。

(子ども・子育て支援法に基づく、地域子ども・子育て支援事業の需給計画については第6章に記載)

### ②AIを活用した子育て支援の充実

働く女性の増加や働き方の多様化による相談ニーズの変化、また産後すぐや外出困難な方のニーズに合わせ、スマートフォンを使いSNS上で24時間、質問対応や必要な子育ての様々な情報を得ることができるよう、AIを活用した子育て支援方を検討し、充実を図ります。

## (3) 周産期や子どもに係る医療体制等の充実

### ①小児周産期医療の充実

安全安心な医療体制を目指し、産婦人科一次救急医療体制の確保や奈良県周産期医療ネットワークによる、医療圏を越えた、全県での役割分担・連携により、ハイリスク妊婦、新生児の県内受入体制を引き続き構築していきます。

また、小児周産期医療に関する情報が必要な人に届くよう、情報提供の取組を充実させます。

### ②小児救急医療提供体制の整備

子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスが受けられるよう、引き続き下記の取組を実施します。

- ・ こども救急電話相談（#8000）  
子どもの急病時に、医療機関を受診すべきかなど、家族の相談に応じる電話相談窓口（#8000）を設置し、保護者の不安解消や不要不急の受診の抑制を図ります。
- ・ 小児救急に係る情報提供の充実  
ホームページ（「なら医療情報ネット」）等を活用し、医療機関情報（診療時間や診療科）や医療知識（子どもの病気の対応や救急医療の仕組み等）を提供します。
- ・ 小児救急に関する啓発活動  
病気や事故の予防、急病時の対応方法等についてまとめた小児救急ガイドブックの配布等、救急医療や子どもの病気への理解を深めるための啓発活動を行います。
- ・ 小児初期救急医療体制の確保  
県内で拠点となる休日夜間応急診療所の支援を行います。
- ・ 小児科病院二次輪番体制の確保  
小児二次輪番体制の維持・充実のため、輪番参加病院への支援を行います。

### ③小児科医・産婦人科医の確保対策の充実

緊急医師確保修学資金等により、不足する小児科医、産婦人科医の養成・確保を行います。また、小児科・産婦人科の専門医を養成する医療機関が、専門医の質の向上だけでなく、地域医療の確保に資する研修を実施できる魅力ある研修体制を構築できるよう支援します。

### ④小児慢性特定疾病児等への支援

小児慢性特定疾病児等※について、保健所において、訪問指導や相談等により個別支援を行うとともに、小児在宅医療推進のために、多職種に向けた研修を実施します。また、小児慢性特定疾病児等の自立に向けて、自立支援員を配置し、相談体制を整備します。

※小児慢性特定疾病……18歳未満の慢性疾患のうち厚生労働省が特に定めたもの

### ⑤医療費助成

子育て家庭への経済的負担を軽減するため、子どもがいる家庭やひとり親家庭への医療費の助成や、小児慢性特定疾病児等への医療費の助成等を引き続き実施します。

## (4) 不妊に悩む方への支援の充実

特定不妊治療に係る医療費の一部助成を行うことで経済的負担の軽減を図り、また、不妊専門相談センターにおいて、不妊に関しての心の悩みや専門的な相談を行うことで、精神的負担の軽減を図るとともに、それらの取組の周知を強化します。

## 推進施策 I-2 男女が互いに尊重し合い喜びをわかちあう子育ての推進

「企業や地域と連携した父親の子育て参画の促進」の視点で施策を進めます。

### ◆施策と取組の方向

#### (1) 企業や地域と連携した父親の子育て参画の促進

##### ①「父親の産休」の取得促進

子育ての早期から男性が積極的に子育てに関わり、夫婦が互いに尊重し合い喜びを分かち合う子育てができることを目指し、産後早期の母親が一番しんどいと思う時期に、父親が仕事を休み、母親に寄り添い、夫婦が一体感をもって子育てできるよう「父親の産休」の取得促進の取組を企業と連携し推進します。

##### ②地域における父親の子育て参画の取組推進

市町村や地域の子育て支援団体が実施する父親の子育て応援の取組を引き続き周知するなど支援することで、地域における父親の子育て参画の気運醸成を図ります。

## 推進施策 I-3 ひとり親家庭への支援

「ひとり親家庭への就労・生活支援の充実」の視点で施策を進めます。

### ◆施策と取組の方向

#### (1) ひとり親家庭への就労・生活支援の充実

平成 28 年 3 月に策定した「経済的困難及び社会生活上の困難を抱える子どもを支援する奈良県計画」に基づき下記支援を実施します。

##### ①就業・仕事づくり支援

正規雇用による就業を促進し、母子家庭の母等が子育てをしながら収入面、雇用面でより安定した仕事に就けるよう、母子家庭等就業・自立支援センター（スマイルセンター）を中心として、ハローワークと連携して就業支援を進めます。

また、シングルマザーが仕事と子育てを両立できる働き方として、在宅ワーク等の多様な仕事の創出を検討します。

##### ②資格取得等への支援

ひとり親家庭の親の自立に向けた安定した就労を支援するため、教育訓練講座受講時に自立支援教育訓練給付金を支給するとともに、資格取得のための養成機関での受講に際して高等技能訓練促進給付金等を支給します。

また、ひとり親家庭の親の学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための講座受講料及び受験料の一部を支給します。

さらに、高等技能訓練促進給付金の受給者に対して、資格取得のための養成機関の入学準備金及び就職準備金を貸与します。

### ③自立支援

母子、父子及び寡婦福祉資金貸付金について、令和2年4月から始まる授業料等減免及び給付型奨学金による大学無償化等の各種施策を、貸付希望者に広く情報提供するとともに、貸付相談をきめ細かに行うことでひとり親家庭の児童の自立を支援していきます。

また、ひとり親家庭の生活を支援するため、修学等自立に必要な理由や、疾病などの理由により、一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合で、日常生活を営むことに支障が生じている場合、家庭生活支援員による身の回りの世話などを行います。

### ④学習支援

ひとり親家庭の子どもや生活困窮者の子どもを対象とした学習支援について、「子どもの生活・学習支援事業」及び「生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業」を推進し、市町村に拡大していきます。

### ⑤住まい確保の支援

ひとり親家庭の住宅の確保を支援するため、「福祉世帯向け住宅」として、優先的に県営住宅の入居募集を実施します。

## 推進施策 I-4 親の成長も促す 仕事と子育ての両立支援

「親の成長も促す『保育』の質と量の充実」、「放課後の子どもの居場所づくり」、「子育て中の親が働きやすい職場づくりの推進」、「再就職相談支援の充実」の4つの視点で施策を進めます。

### ◆施策と取組の方向

#### (1) 親の成長も促す「保育」の質と量の充実

##### ①保育所等の整備推進

県内の待機児童の解消に向け、保育所等整備交付金、認定こども園施設整備交付金等を活用した保育所等や病児・病後児保育の整備に対する支援、民間企業等における企業主導型保育事業を推進します。

(子ども・子育て支援法に基づく、就学前の教育・保育の需給計画については第6章に記載)

##### ②保育人材の確保

保育人材を確保するため、保育士人材バンクにおける潜在保育士の再就職支援を実施します。また、キャリア構築を支援するため、経験年数、職務に応じた研修の体系化や技能・経験に応じた処遇改善を実施します。さらに、保育人材の定着支援や保育業務の負担軽減を支援します。

##### ③子育てのための施設等利用給付の実施に係る市町村支援

子育てのための施設等利用給付を円滑に実施するため、幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設等に関する、県が把握する情報を適切に市町村と共有するとともに、質の確保を図るための立入調査等についても市町村とともに実施する等、県と市町村が連携して取り組みます。

##### ④認定こども園の普及と質の向上

認定こども園は、保護者の就労状況にかかわらず、柔軟に就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備えており、近年の急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化に伴う、保護者や地域の多様化するニーズに応えることが期待できる施設であることから、地域の意向を最大限に尊重しながら、認定こども園の設置を推進します。

幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に向けた支援として、保育教諭の研修や幼稚園教諭と保育士の合同研修を実施し、保育所と幼稚園の教育・保育内容の実践研究、取組の連携・交流等を行います。

##### ⑤保育士と親がともに子育てを考える「親の成長」を促す保育の充実

保育所等が子育て支援の拠点として、保育士と親がともに子育てを考えることができるような機会を創出するなど、保育士と保護者が子どもの育ちに関し共通理解を図ることで、家庭、地域、保育所を通じてすべての子どもの健やかな育ちを実現します。

また、保育士が子育てについて家庭と連携し支援することで、保護者が子どもの心身とも

に健やかに育つ環境や子どもへの関わり方等を学び、子育て力を高めていくこと（親の成長）を支援します。

## （２） 放課後の子どもの居場所づくり

奈良県放課後児童対策推進委員会における検討を踏まえ、効率的な施設整備、効果的な研修、教育委員会と福祉部局の具体的な連携などの放課後児童対策を推進するとともに、市町村における円滑な取組の促進を支援します。

放課後児童クラブの待機児童の解消のため、市町村が実施する放課後児童クラブの設置・運営を支援します。

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に、専門的知識を有し、指導的役割を果たす支援員・指導員やボランティアの配置を促進するとともに、それら職員等を対象に、必要な理解を深めるための研修を実施する等、質の向上を図ります。

## （３） 子育て中の親が働きやすい職場づくりの推進

### ① 「なら女性活躍推進倶楽部」登録企業と連携した取組推進

男性も女性も働きがいを感じ、いきいきと働き続けることができる職場づくりを目指す企業・事業所が会員となる「なら女性活躍推進倶楽部」において、再就職を希望する女性と企業の出会う機会の提供や、企業の女性登用等を進めるためのセミナーや交流会の開催、さらに、様々な媒体を活用し、働きやすい企業の魅力を発信するなどの取組を推進します。

### ② 「社員・シャイン職場づくり推進企業」の登録推進

育児・介護との両立や男女がともに働きやすい環境づくりによる仕事と生活の調和の実現、雇用の継続や復帰がしやすいことなど柔軟かつ多様な働き方ができる職場づくりをはじめ、本県の実情に対応した地域雇用の推進、正規雇用の拡大等、良質の雇用環境整備に取り組んでいる企業について、「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」への登録を推進し、取組内容等を県のホームページ等で紹介し、その活動を応援します。

## （４） 再就職相談支援の充実

再就職について漠然とした不安を抱える女性に対し、個々のニーズに応じた再就職の準備段階からの相談支援を充実させるため、キャリアアドバイザーによる相談をはじめ、当事者同士が情報交換できる交流会や具体的な就職支援となるセミナーなどをトータル的にコーディネートします。

## 推進施策 I-5 地域の子育て環境の整備

「地域の多様な主体による子育て応援の取組促進」、「安心して子育てできる居住・外出環境等の整備」の2つの視点で施策を進めます。

### ◆施策と取組の方向

#### (1) 地域の多様な主体による子育て応援の取組促進

##### ①地域の多様な主体による子育て支援・応援の取組促進

子育てのサポートを受けたい人が、地域の人々の援助を受けられる「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」について、市町村において充実するよう支援します。

また、地域住民を支える身近な相談相手である民生委員・児童委員が、介護や障害、育児、経済的困窮などの生活上の様々な困りごとを抱える地域住民に対し、日常的な見守りや相談・支援を行うとともに、必要な支援機関につなぐことができるよう、活動を支援します。

さらに、保育士養成課程を有する大学と連携した子育て支援の取組として、親子や子育て支援者を対象とした「なら子育て大学」を実施します。

##### ②企業の社会貢献としての子育て応援の取組促進

地域全体で子育て家庭を応援するため、妊婦及び18歳未満の子どもがいる家庭に協賛店舗が料金割引などのサービスを提供する「なら子育て応援団」の取組を引き続き全国共通で展開するとともに、メールマガジンを通じて県内の親子イベント情報などを周知します。

また、県・市町村・企業が連携し、地域で赤ちゃんの誕生を祝福する取組である、市民生活協同組合ならコープが主体となって実施する「子育て応援『つながる箱』プレゼント事業」（0歳児のいる家庭を訪問し育児用品をプレゼント）に引き続き取り組むとともに、県内企業等に対し子育て応援の取組を促進します。

これらの取組を、「奈良県こども・子育て応援県民会議」の団体・有識者等との協働により、広く広報等することで、地域における子育て支援の輪を広げる県民運動を展開します。

## (2) 安心して子育てできる居住・外出環境等の整備

### ①良質な住宅及び良好な居住環境の確保

公的賃貸住宅を活用した住まいの提供を進めるとともに、若年世帯や子育て世帯が必要とする住まいや暮らしに関する情報提供の充実や、住環境が良好な郊外住宅地等の空き家を活用したサービスや住まいの選択肢の充実に図ります。

ひとり親世帯、子育て世帯など市場において自力では適正な居住水準の住宅を確保することが困難な住宅確保要配慮者及び災害時の被災者等を含めたすべての県民が、健康で文化的な住生活を営めるよう、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅による居住の安定の確保を図ります。

### ②安心して外出できる環境整備

バリアフリー法※に基づく市町村による移動等円滑化促進方針やバリアフリー基本構想の作成を促進するため、セミナー開催等による支援を実施します。

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づき、親子が安心して外出できる環境を整備するため、多くの方が利用する公共施設等において、子どもが利用しやすい便器・手洗い器、乳児用ベッド・乳児用いす、授乳場所の設置等を促進します。また、条例・規則で定める整備基準や設計マニュアルに記載している誘導基準について、施設設置者への周知を図ります。

鉄道駅のバリアフリー化やノンステップバスの導入に取り組む公共交通事業者に対し支援を行い、公共交通機関のバリアフリー化を促進します。また、バリアフリー基本構想エリア内等においてバリアフリー対応型信号機の整備を進めます。

障害・難病等で歩行が困難な方、けが人や妊産婦で一時的に移動に配慮が必要な方が利用できる「奈良県おもいやり駐車場制度」について、県広報ツールを活用した制度の周知や市町村との連携強化に取り組むほか、民間施設への協力依頼を実施します。

※バリアフリー法……「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の略称

## 基本方針Ⅱ すべての子どもを健やかにはぐくむ

障害のある子どもや外国人の子どもへの支援をはじめ、すべての子どもが心身ともに健やかに育つよう、乳幼児期からの「心」をはぐくみ、スポーツや食育を推進するとともに、地域において安心・安全のもと過ごすことができる環境を整備します。

### <施策の成果指標>

指 標		現 状	目 標 値 (R6年度)	調 査 等
社会的に自立できる子どもが育っていることの育児期の県民満足度		3.04 (R元年度)	3.50	県民アンケート調査
1週間の総運動時間が60分未満の割合	小学5年生	男子: 9.6% [全国平均: 7.6%] 女子: 16.6% [全国平均: 13.0%] (R元年度)	全国平均以下 (R4年度)	全国体力・運動能力、運動習慣等調査
	中学2年生	男子: 9.0% [全国平均: 7.1%] 女子: 23.2% [全国平均: 19.4%] (R元年度)	全国平均以下 (R4年度)	
学校給食において地場産物及び県内製造品を活用している割合		19.7% (H30年度)	増加 (R4年度)	保健体育課調べ
児童発達支援センターの設置市町村または圏域の割合		7.5% (H30年度)	100%	障害福祉課調べ
通常の学級に在籍し個別の指導計画を作成している障害のある児童生徒（通級による指導を受けている児童生徒を除く）の割合		68.7% (H30年度)	74.0%	特別支援教育体制整備状況等調査
多文化共生を学ぶことのできる「なかまとともに」（県作成教材）の活用率		70.0% (H30年度)	増加	人権・地域教育課調べ
住民が犯罪に遭うことなく、その不安も感じることなく暮らせることの育児期の県民満足度		3.13 (R元年度)	3.50	県民アンケート調査
こども食堂が設置されている小学校区の割合		22.4% (R元年12月)	100%	こども家庭課調べ
住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合		小学校 64.2% 中学校 46.1% 〈全国平均〉 小 68.0% 中 50.6% (R元年度)	全国平均以上	全国学力・学習状況調査
コミュニティ・スクール導入率（小・中）		22.5% 〈全国平均〉23.7% (R元.5.1)	全国平均以上	コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査

※目標値については、原則令和6年度を目標年度としますが、他計画との整合や調査年度等を踏まえた指標は、括弧書きの目標年度になっています。

## 推進施策Ⅱ-1 乳幼児期からの「心」のはぐくみ

「子どもの発達段階に応じた自尊感情、規範意識、学習意欲等の醸成」の視点で施策を進めます。

### ◆施策と取組の方向

#### (1) 子どもの発達段階に応じた自尊感情、規範意識、学習意欲等の醸成

##### ①幼保共通での子どものはぐくみ方のさらなる検討・普及

就学前教育アドバイザーによる支援の継続・深化、奈良県版就学前教育プログラム「はばたくなら」の普及等により、教育・保育の質の向上をリードする地域リーダーの育成を図ります。

さらに、就学前の教育が、小学校以降の生活や学習の基礎の形成につながることから、就学前教育の中で、子どもたちがどのように成長し、学びを深めているかを理解し、小学校に発信していくことが重要です。そのため、保育所・認定こども園・幼稚園教職員等と小学校教員を対象とした研修会の実施、就学前教育関係者協議会の開催等により、施設類型を越えた研修の一体化・一元化を目指すとともに、幼児教育と小学校教育の教育内容や指導方法の相違点・共通点を理解し合う取組を進めます。

また、自尊心と愛情など、乳幼児の「心のはぐくみ」を最優先する保育のあり方を検討し、奈良県における幼保共通の育て方の普及を目指します。

##### ②神経の発達を促す音楽プログラム等の実践

就学前は、子どもの神経・筋肉の発達をはぐくむことができる、人生で最も大切な時期であり、自尊心、他人を思いやる心、愛情や豊かな心をはぐくむ時期です。この時期に音楽を聞いたり、演奏したり、自発的な運動をする機会をもつことで、子どもの神経等の発達を促すことを目指し、音楽プログラム等を実践していきます。

##### ③家庭教育の充実に向けた支援

子どもたちの基本的な生活習慣の定着、自尊感情や規範意識、社会性の醸成等を図り、保護者の子育て意識と知識を高めるために、親子が楽しみながら取り組める「約束運動」や参加型行事のプログラム等を実施するとともに、家庭教育支援チームの構築支援、リーフレットによる啓発活動等を推進することで、家庭教育の充実と家庭の教育力の向上を図ります。

#### ④学ぶ意欲を伸ばし、豊かな人間性をはぐくむ教育の充実

小学校就学以降において各学校では、子どもが主体的に取り組む授業を行い、学校や学級の人間関係や環境を整え、いじめの防止や安全の確保等にも留意するとともに、家庭や地域社会と連携して豊かな体験を充実する、下記取組を推進します。

- ・児童生徒が自ら学習課題や学習活動を選ぶ場面を設定するなど、児童生徒の興味・関心を活かした自主的・自発的な学習活動を推進します。
- ・集団宿泊活動や職場体験活動、ボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験活動の充実に取り組みます。
- ・不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう専門的人材を育成します。
- ・奈良県いじめ防止基本方針の周知・徹底を図ることや、外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど）のより効果的な活用を行います。

## 推進施策Ⅱ-2 子どもを健やかにはぐくむスポーツ・食育の推進

「幼児期のスポーツ（運動・遊び）の推進」、「子どもの体力向上方策の推進」、「子どものスポーツ活動環境の充実」、「発達段階に応じた食育の推進」、「学校における食育の推進」の5つの視点で施策を進めます。

### ◆施策と取組の方向

#### （1） 幼児期のスポーツ（運動・遊び）の推進

##### ①子どもへの運動習慣の普及啓発

幼児期は神経機能の発達が著しく、運動を調整する能力が顕著に向上するため、幼児期からの遊びを通じた運動習慣づくりが重要です。そこで、スポーツを始めるきっかけづくりとして、幼稚園や保育所等での外遊びや体操など、楽しんで運動習慣を身につけることができる取組を進めます。

##### ②幼児向け運動・スポーツの推進

スポーツ医・科学研究のエビデンスに基づく、年齢・発育発達段階に応じたプログラムを、広く県内幼稚園・保育所等や小学校、総合型地域スポーツクラブ等へ普及させることにより、子どもの体力向上のみならず、社会適応力、規範意識の醸成などスポーツを通じた人格形成を図ります。

#### （2） 子どもの体力向上方策の推進

小・中学校体育授業研究会等と連携しながら、体育・保健の授業の質の向上に努めるとともに教員の指導力の向上を図ります。

小学生を対象に、なわとびやボール運動等、子どもが楽しく体を動かせる授業前・授業間体育の取組を進め、子どもの体力向上を図ります。

子どもの体力づくりと健全な身体の発達に向けて、栄養の正しい知識や健康情報の普及など、食育の推進を図ります。

中学校、高等学校を対象に、外部のスポーツ指導者を派遣するなど、学校運動部活動の活性化と、部活動顧問の資質向上を図ります。

### (3) 子どものスポーツ活動環境の充実

家族で一緒に参加できるスポーツ教室、スポーツイベントの開催や、仕事や家事、育児の合間に手軽に行うことができる運動・スポーツに関する情報を発信するなど、家族が一緒に行い、楽しむことができるファミリースポーツを推進します。

### (4) 発達段階に応じた食育の推進

生涯にわたる健全な食生活の基礎を形成するためにも、子どもの頃からの食育は大切で、家庭は重要な役割を担います。すべての子どもが健全な食に関する知識や実践力を身につけられるよう、家庭・地域・学校と連携し、発達段階に応じた食育を充実します。

### (5) 学校における食育の推進

#### ①食育の啓発

教科学習の時間だけでなく学校行事等、学校の教育活動全体を通じた食に関する指導を行います。特に「食育月間」や「食育の日」などを活用し、食育を推進します。

学校給食を生きた教材とし、望ましい食事のあり方や食習慣を身につけるため、学校給食の時間における食に関する指導を充実します。

小中学校で実施している食育の内容を把握し、先進的・効果的な取組について研修会等で情報共有を図るとともに教職員の資質向上に努めます。

児童生徒が生涯にわたり健康で健全な食生活を実践できるよう、朝食の大切さや食事の重要性についての指導を行い、食を通じた健康づくりを推進します。

#### ②地場産物・郷土料理を取り入れた学校給食の充実

学校給食を生きた教材とし、給食の時間における食に関する指導を充実します。

学校給食1食あたりの野菜使用量増加に向けて働きかけます。

地場産物活用に向け、関係機関と連携し、県内での取組地域の拡大を図ります。

栄養教諭・学校栄養職員等と連携し、「我が町、我が校の自慢献立」など、地場産物・郷土料理を取り入れた学校給食献立の充実を図ります。

## 推進施策Ⅱ-3 障害のある子どもへの支援

「各種健診体制の整備による早期発見体制の整備」、「相談支援及び療育体制の充実・強化」、「重症心身障害児（医療的ケア児）への支援」、「保育所や放課後児童クラブの障害児の受入れ体制の充実・強化」の4つの視点で施策を進めます。

### ◆施策と取組の方向

#### （1）各種健診体制の整備による早期発見体制の整備

発達障害や聴覚障害等の早期発見のため、市町村の乳幼児健診事業に対して、県統一問診項目に発達障害や聴覚障害等のスクリーニング項目を設け、県作成の「奈良県乳幼児健康診査マニュアル（診察編）、（保健指導編）」において適正なスクリーニング実施についての指導・助言を示すとともに、市町村等の関係者の資質向上のための研修を行います。

地域における身近な療育相談や健康相談等の窓口である保健所や市町村保健センターの専門的な相談機能を充実するとともに、保健師等専門職の資質の向上を図ります。

障害の受容、将来にわたる子どもの生活への心配や不安への対応等、日常生活の中で発達・発育を促すことができるよう、家族の心のケアも含めた支援の充実に取り組みます。

#### （2）相談支援及び療育体制の充実・強化

##### ①障害児療育機能の充実

地域での障害のある子どもの生活を支えるため、在宅の障害のある子どもの保護者が、相談及び家庭での生活支援や療育の指導等が受けられるよう、障害のある子どもとその家族等に対する支援の拠点となる児童発達支援センターの市町村及び圏域ごとの設置に向け、奈良県自立支援協議会の療育部会において働きかけを行い、児童発達支援センターを中心とした相談支援及び療育体制を充実・強化します。

医学的な支援が必要な発達障害のある子どもに対し、地域の療育機関等に作業療法士を派遣し、それぞれの子どもの合った環境調整や支援方法等の指導・助言を行い、早期療育を実施できる地域の療育体制を構築します。

障害のある子どもに対して、障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のため、専門的な支援を行う保育所等訪問支援等の充実を図ります。

児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業を実施する事業所等のサービスの質の向上のため、障害のある子どもの療育・支援に携わる機関の職員を対象に、障害児療育に関する情報の共有や知識の習得を行う機会を設ける等、県全体の療育機能の充実・強化を図ります。

##### ②県立障害福祉施設における障害児支援の充実

県立障害児入所支援施設である登美学園・筒井寮については、一体的に建替整備を行い、入所機能及び短期入所等の在宅支援機能の充実を図ります。また、障害児支援が身近な地域で安心して受けられるよう、市町村や関係機関等とのネットワークの構築、障害児支援事業所・保育所・幼稚園等の地域で活躍する支援者の育成・確保のための研修会の開催や助言・指導を行うなど、障害児支援の拠点的機能にも取り組みます。

### ③障害のある子どもと家庭に対する専門的相談の充実

こども家庭相談センター（児童相談所）において、障害のある子どもとその家庭に対して、児童心理司及び児童福祉司等の専門職による助言・指導等を行うとともに、市町村や学校、その他の関係機関等と連携した支援の充実を図ります。

在宅の障害児とその家族の生活を支えるため、身近な地域で保護者の療育相談ができるよう、相談体制の強化に取り組むとともに、障害児の通う保育所や施設に対し、療育に関する助言を行います。

また、障害のある子どもとその家族等に対する支援の拠点となる児童発達支援センター等を中心とした圏域ごとの相談支援の充実・強化に取り組みます。

### ④特別支援教育の充実

一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援の充実を図るため、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成します。特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導※を受ける児童生徒については全員作成し、通常の学級に在籍し通級による指導を受けていない障害のある児童生徒については作成し活用に努めることにより、長期的な視点で児童への教育的支援を行います。

また、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育の視点を合わせ持つ教職員の育成を行います。特別支援教育巡回アドバイザーとともに各学校園等への支援を通じて、特別支援教育コーディネーターの支援を行い、地域における支援体制を充実させます。

※通級による指導……大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態

## （3）重症心身障害児（医療的ケア児）への支援

### ①（仮称）重症心身障害児（者）支援センターの設置

重症心身障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもが家族と一緒に安心して暮らせる支援体制をつくるため、他府県の例を参考に本県の実情に鑑みて、必要なサービスの充実に向けた検討を進めるとともに、関係機関の連携強化や人材育成、相談支援体制の充実強化の拠点となるセンターの設置を進めます。

### ②関係機関の連携強化による支援の充実

在宅の重症心身障害のある子どもや医療的ケアの必要な子どもへの支援のため、「協議の場」を開催し、課題等を掘り下げるとともに、保健、医療、福祉、教育等、各分野の関係機関と当事者の方が連携し、地域における支援ネットワークを構築することにより、在宅支援体制の充実を図ります。

### ③相談支援体制

障害児通所支援事業所等の職員を対象に、重症心身障害のある子どもや医療的ケアの必要な子どもの身体状態や生活状況を理解し、支援を行う医療的ケア児等支援者や、関係機関との連

携等を調整する医療的ケア児等コーディネーターを養成する研修を実施することにより、地域において重症心身障害のある子どもや医療的ケアの必要な子どもを支援することができる人材の育成及び相談支援体制の充実強化を図ります。

また、保護者の介護負担を軽減するため、レスパイトを行える体制整備に取り組みます。

#### (4) 保育所や放課後児童クラブの障害児の受入れ体制の充実・強化

障害のある子どもの受入れ体制充実のため、障害児保育担当保育士の加配により手厚い保育を実施する保育所を支援します。

放課後児童クラブにおける「インクルーシブ」（障害のある子どもない子どもともに生きる）を推進するとともに、専門的・指導的知識を有する指導員を配置する放課後児童クラブを支援します。

また、保育所や放課後児童クラブ等において支援が必要な子どもが増えていることから、職員を対象に、障害について必要な理解を深めるための専門的な研修を実施します。人材を確保するため、国の補助金を活用するなどして、必要な人件費の財源確保に務めます。

## 推進施策Ⅱ-4 外国人の子どもへの支援

「外国人児童生徒への教育支援の充実」、「外国人生活相談への対応充実」、「国際交流・異文化理解の推進」の3つの視点で施策を進めます。

### ◆施策と取組の方向

#### (1) 外国人児童生徒への教育支援の充実

##### ①日本語指導担当教員の配置

小・中学校については、生活習慣等の違う異国の地で様々な不安を抱えながら学校生活を送っている児童生徒の日本語習得及び学習を支援するため、常勤又は非常勤講師を配置します。

県立学校については、対象生徒の日本語の習得に係る指導時間を確保し、一人一人の日本語能力を伸ばしていく機会を保障するため、外国籍生徒が多く在籍する国際科設置の高校に外国人生徒教育のための非常勤講師を配置します。

##### ②外国人児童生徒へのきめ細かな支援

日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、多言語で作成した学校生活ガイド（中国語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語、タイ語、日本語）や日本語テキスト（中国語、スペイン語、ポルトガル語）等を学校へ配付します。

母語による意思疎通が必要な外国人保護者をもつ生徒が在籍する県立学校における三者懇談や家庭訪問、入学式等において通訳の派遣を行います。

外国人中学生と保護者のために高校進学に関する説明会を開催し、入学検査の実施方法、学費、奨学金等の説明、在日外国人高校生との交流などを行います。

外国人高校生と保護者のための就職・進学セミナーを開催し、進学については入試方法や学費等の説明、就職については学校斡旋による方法の説明、卒業生の話をお聴きすることなどを行います。

す。

県内小・中・高等学校に、県で作成した人権学習資料集「なかまとともに」を配布し、世界の遊びや料理・言葉などを学ぶことを通して「異文化理解」を推進したり、ヘイトスピーチを扱った教材等から在日外国人への人権侵害の現状を学ぶなど、「多文化共生」ができる感性を培う教育の推進に努めます。

### ③保育所・認定こども園における外国人の子どもへの支援

保育所・認定こども園における外国人の子どもへの支援において、特に保護者と言葉の違いでコミュニケーションが取りにくい状況があり、子育てについての様々な内容が伝わりにくかったり、理解ができにくかったりすることがあります。

そのため、奈良県外国人支援センター等の関係機関へつないだり、保育所での行事の説明や、けがや病気の伝え方などを多言語で記した冊子の紹介を行う等により、外国人の保護者との関わりが円滑に行われるよう支援を行います。

## (2) 外国人生活相談への対応充実

奈良県に在住する外国人の子どもとその保護者が、地域社会での生活に支障をきたさないよう、外国人支援センターに設置している「奈良県外国人総合相談窓口」においてさまざまな相談ニーズに応えます。

- ・生活に必要な各種情報の提供と専門相談機関の紹介などを多言語（11言語）で実施
- ・公的機関等からの依頼で相談員を派遣
- ・防災情報など生活に関わる情報をHP上で提供

## (3) 国際交流・異文化理解の推進

国際交流等を通じて子どもたちの異文化理解を推進し、地域の国際化を進めていきます。

- ・国際交流・異文化理解に関する講座等への国際交流員の派遣
- ・県が実施する在県外国青年と県内青少年との交流イベントの開催
- ・高校生に対する国際交流・国際理解講座の実施

## 推進施策Ⅱ-5 子どもを健やかにはぐくむ環境整備

「子どもが遊び・運動（スポーツ）し、学ぶ場の整備・充実」、「学校を核とした地域の教育力の強化」、「地域の『育ちの場』づくり」、「学童期・思春期における保健対策の推進」、「健全な青少年育成のための環境整備」、「子どもの交通安全の確保」、「子どもを犯罪や有害環境から守るための対策の推進」の7つの視点で施策を進めます。

### ◆施策と取組の方向

#### （1）子どもが遊び・運動（スポーツ）し、学ぶ場の整備・充実

子どもが安心してのびのび遊び、運動し、学び楽しめるよう、県有施設や既存イベントを活用し、子どもが遊ぶ場・芸術文化に親しむ場となるよう、下記の施設や取組を充実させます。

##### 【県有施設やイベント例】

- |                     |               |
|---------------------|---------------|
| ・まほろば健康パーク          | ・奈良県中央卸売市場    |
| ・なら歴史芸術文化村          | ・民俗博物館・大和民俗公園 |
| ・うだ・アニマルパーク         | ・ムジークフェストなら   |
| ・奈良県大芸術祭・奈良県障害者大芸術祭 | など            |

#### （2）学校を核とした地域の教育力の強化

学校・地域パートナーシップ事業やコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を通して、子どもたちの育ちを支える仕組みを構築するとともに、地域住民の積極的な支援を通して、下記取組により、地域の教育力の向上を図ります。

- ・家庭での学習が困難な児童・生徒を対象に、地域住民が協力して学習支援をする「地域未来塾」の実施
- ・地域の人々の参画を得ることにより、放課後や週末等における子どもたちの体験活動を創出する「放課後子ども教室」の実施

#### （3）地域の「育ちの場」づくり

##### ①多様な主体が連携する放課後の「育ちの場」づくり

地域で放課後児童クラブをはじめとする、多様な主体（こども食堂、スポーツクラブ、図書館、児童館等）が連携し、放課後に子どもをはぐくむ「育ちの場」のモデルを市町村とともに検討し、普及します。

##### ②地域に支えられ根付いていく「こども食堂」への支援

「こども食堂」について、奈良こども食堂ネットワークへの企業のサポーター登録を促進し、市町村や地域の協力者を増やし、地域の支援拡大を推進することにより、すべての小学校区に「こども食堂」が設置されるよう取組を支援します。

また、企業のサポーター登録について、食品ロスの解消を進める一環として食品製造会社の登録を促進します。

### ③企業・団体とともに取り組む子ども支援活動の推進

地域の多様な主体が連携した持続可能な子ども支援活動のしくみを構築・普及するため、一例として、食品ロスの解消を進める企業やNPO等と連携した、地域の子どもへ食品・食事等を届けるスキームのモデル等を検討します。

### ④子どもの学習・生活支援事業の強化

市町村によるひとり親家庭の子どもや生活困窮者の子どもを対象とした学習支援を促進し、拡充します。また、学習支援に加えて、生活困窮世帯における子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言や、生活困窮世帯における子ども等の教育及び就労（進路選択等）相談に対する情報提供等の取組を促進し、市町村を支援します。

## （４）学童期・思春期における保健対策の推進

### ①妊娠・出産に関する理解促進

学童期・思春期において自分自身の命の大切さを学び、性教育などの健康教育を推進し、妊娠・出産等の正しい知識を基に行動できるよう、関係機関が連携して指導を行う体制の整備を図るとともに、先進事例等についての情報共有を市町村等と行うことにより、学童期・思春期保健対策の取組を推進します。

### ②10代の思春期保健対策

保健所において、市町村と教育機関が連携し、妊娠・出産に関する正しい知識や生命の尊重に関する指導や推進のための技術的支援を行います。また、妊孕性※に関する正しい理解をもつことで、妊娠と自身の仕事や家庭のあり方について年齢に応じたライフプランを考えていけるよう啓発を進めます。

未成年者の喫煙については、身体に大きな影響を及ぼし、ニコチンの作用などにより依存症になりやすいことから、教育分野と連携して喫煙防止対策の充実を図って参ります。

10代の自殺予防対策を推進するために、教育分野と精神保健分野が連携して心の健康に関する教育などの取組を進めます。

※妊孕性<sup>にんようせい</sup>……妊娠のしやすさ

## （５）健全な青少年育成のための環境整備

視野の広い、明るく、たくましい人づくりを目標に、創造性豊かな人間性や社会性のある心豊かな青少年を育てていくため、地域で青少年を育てる環境づくりの実現に向けて、下記取組により、地域での社会体験、自然体験を行う活動の場や機会の提供、青少年指導者（リーダー）の育成、さらに、子育てや家庭教育に関する学習機会や相談機能の充実を図ります。

- ・子どもが自然体験できるフィールドの運営
- ・子どもの体験活動を推進する団体への支援
- ・地域や家庭で子どもを育てる活動の推進
- ・青少年団体等と連携し、体験活動を推進
- ・青少年指導者への支援や指導者間の情報交換の促進

また、子どもの健全育成の拠点施設である児童館が、子育て家庭の自由な交流の場や地域における中学生・高校生の活動拠点としての役割を果たすことができるよう、施設の整備を支援するとともに、従事者を対象とする研修を推進します。

## (6) 子どもの交通安全の確保

### ①通学路等の安全対策の推進

通学路の安全対策として、引き続き「通学路交通安全プログラム」に基づく、国・県・市町村・教育委員会・警察等による合同点検を実施し、対策の効果を検証の上、改善・充実を図っていきます。

また、生活道路における子どもの安全な通行を確保するため、引き続き最高速度30km/時の速度制限を実施する「ゾーン30」を計画的に整備し、啓発します。

保育所等が行う散歩等の園外活動等の安全確保については、市町村に対し、「キッズ・ゾーン」設定の働きかけを行うとともに、関係機関と連携した啓発を行うなど、効果的な対策を推進します。

### ②地域ぐるみの交通安全対策の推進

子どもを交通事故から守るための取組として、家庭においては、市町村に支部を有し、母親の立場から交通安全活動に取り組んでいる「奈良県交通安全母の会連合会」を通じて、家庭・地域での交通ルール・マナーの習得、見守り活動等を支援します。

地域においては、交通安全活動を自主的に行っている、または行おうとしている企業・事業所・団体に県への交通安全サポート事業所登録を促進し、さらなる交通事故防止活動を図ります。

また学校においては、交通安全教室指導者講習会を開催し、学校における安全教育の具体的な指導法について研修を深め、交通安全教育の一層の充実を図ります。

さらに、広く県民に向けて、自転車乗車時のヘルメット着用・シートベルト・チャイルドシートの正しい着用を徹底するなど、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進します。

## (7) 子どもを犯罪や有害環境から守るための対策の推進

### ①地域における見守り活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関との連携により、地域における自主防犯意識の向上を図るとともに、自主防犯ボランティアによる登下校時の子ども見守り活動や防犯パトロール活動を促進します。

## ②学校における安全教育の推進

防犯教室講習会を開催し、子どもに危険を予測・回避する能力を身に付けさせる防犯教育や、実践的な防犯教育の推進を図るため、護身術実習・危機脱出法に関する講義及び実技講習を通じて、不審者に対して子ども自らが危機回避できる態度を養うための安全教育の指導方法を普及します。また、各学校での防犯教室の実施率の向上を目指します。

子どもの被害防止キーワード「いかのおすし一人前」※を活用するなど、子どもの学年や理解度に応じて、危険を予測し回避する能力を身につけさせるための実践型被害防止教育を推進します。

※いかのおすし一人前……子どもが連れ去り等の被害に遭わないためのキーワード

「いか」…行かない（知らない人について行かない）

「の」…乗らない（知らない人の車に乗らない）

「お」…大声を出す（こわいときは、「助けて！」と大きな声を出す）

「す」…すぐにげる（その場からすぐにげる）

「し」…知らせる（近くの大人に知らせる）

「一人」…一人で遊ばない

「前」…出かける前におうちの人に「誰と」、「どこへ行くのか」を言う

## ③不審者情報等の共有と提供

子どもを対象とした犯罪の被害や犯罪の前兆と思われる不審者情報について、警察、学校、教育委員会等の関係機関が、正確な情報の共有を図るとともに、関係者のプライバシーに十分配慮した上で、地域住民、保護者、児童等に対し、事案概要及び防犯対策に役立つ情報を、ウェブサイトへの掲載やメール配信を始め、テレビやラジオ放送等、各種広報媒体を活用してタイムリーに提供します。

## ④青少年を取り巻く有害環境への対策

青少年を有害環境から守るため、「奈良県青少年の健全育成に関する条例」に基づき、青少年の健全な成長を阻害し、又は非行を誘発するおそれのある行為を規制することを目的に、青少年の非行被害の未然防止のため関係機関、団体と協働して街頭啓発や娯楽施設等への定期的な立入調査等の取組を実施します。

スマートフォンの普及やインターネット利用の低年齢化の状況を踏まえ、青少年がインターネット上の有害情報との接触やSNS等を通じて犯罪被害やトラブルに巻き込まれることのないよう、インターネットを安全・安心に利用するための能力（インターネットリテラシー）を高める教育及び保護者も含めた啓発活動を実施するとともに、有害情報から青少年を守るインターネットへのフィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）の利用を促進します。

あわせて関係機関が協働して携帯電話販売店に出向き、「青少年インターネット環境整備法」、「奈良県青少年の健全育成に関する条例」に基づき、フィルタリングの設定状況の確認・指導を定期的実施します。

## ⑤薬物乱用防止対策

青少年を大麻等に触れさせないため、大麻等の薬物による健康被害や人間関係の崩壊など、正しい知識を地域や学校で普及啓発します。

## 基本方針Ⅲ 困難な状況に置かれている子どもを守りはぐくむ

すべての子どもたちを虐待から守るとともに、家庭での養育が困難に直面しても、家庭と地域の力により、健やかにはぐくまれる社会的養育を推進します。

### <施策の成果指標>

指 標	現 状	目 標 値 (R 6 年度)	調 査 等
児童虐待による死亡事例	1 件 (H30 年度)	0 件 (毎年度)	こども家庭課調べ
子ども家庭総合支援拠点の設置市町村数	6 市町村 (H31 年 4 月)	全市町村 (R 4 年度)	こども家庭課調べ
里親登録数	1 2 1 組 (H30 年度)	1 4 6 組	こども家庭課調べ

※目標値については、原則令和 6 年度を目標年度としますが、他計画との整合や調査年度等を踏まえた指標は、括弧書きの目標年度になっています。

### 推進施策Ⅲ-1 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

「こども家庭相談センター（児童相談所）の体制及び専門性強化」、「虐待を繰り返さないための親の回復支援の推進」、「市町村の体制及び専門性強化」、「市町村や関係機関との連携の推進」、「在宅養育への支援の充実」、「配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）防止及び被害者支援の充実」の 6 つの視点で施策を進めます。

#### ◆施策と取組の方向

奈良県児童虐待防止アクションプランに基づき、児童虐待防止への一層の充実に向けた取組を推進していきます。

#### (1) こども家庭相談センター（児童相談所）の体制及び専門性強化

児童虐待防止対策の中心となるこども家庭相談センターについて、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成 30 年 12 月 18 日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）に基づき、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を行う体制と専門性を強化します。

- ・児童福祉司の専門職採用を実施し、児童虐待対応にあたる児童福祉司を増員
- ・児童相談所に弁護士を配置し、法的対応や困難事例に対する対応力を強化
- ・児童福祉司を対象とした児童福祉司任用前・任用後研修を実施し、児童虐待対応にあたる職員の専門性を強化

#### (2) 虐待を繰り返さないための親の回復支援の推進

虐待に至った保護者と虐待を受けた子どもが、再び安心して家族生活を営めるよう、保護者に対し親の回復プログラムを実施し、再び虐待に至らない養育が可能となるよう支援します。

### (3) 市町村の体制及び専門性強化

市町村における子育て家庭と妊産婦等への体制の強化として、児童相談所や子育て世代包括支援センター等関係機関と情報共有し、実態把握や相談対応等のソーシャルワークを行う機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」について、先行事例の紹介、設置促進を図る研修会の実施、子どもの安全確認や子育て家庭への相談支援にあたる市町村職員の育成を目的とした研修会の充実等を図り、令和4年度までに全市町村での設置を目指します。

また、児童虐待に対応する職員の専門性を強化するため、市町村要保護児童対策地域協議会における専門職員向けの調整担当者研修や、予期しない・思いがけない妊娠相談の対応力強化研修等を実施します。

### (4) 市町村や関係機関との連携の推進

こども家庭相談センターと市町村及び警察等関係機関との連携強化を図るため、「奈良県要保護児童対策地域協議会代表者会議」のほか、こども家庭相談センターの管轄ごとに「地域ネットワーク会議」を継続して実施します。

また、児童虐待対応における児童相談所と警察との連携強化を図るため、児童相談所に警察官を併任配置し、随時、必要な情報を共有しているほか、平成30年度に県と警察が協定を締結し、24時間365日警察から児童相談所に対する児童虐待事案に係る照会対応ができる体制を整備しています。情報の共有について、県、児童相談所及び警察によりケーススタディを定期的実施し、円滑な共有に努めています。

### (5) 在宅養育への支援の充実

子育てに不安を抱える家庭やネグレクトの可能性のある家庭を訪問・支援するため、地域における子育て支援を行う家庭訪問員を養成する「アウトリーチ型子育て支援プログラム」普及研修を実施し、養育支援訪問事業等を推進します。また併せて、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業、一時預かり事業等の市町村による在宅支援サービスを推進します。

### (6) 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）防止及び被害者支援の充実

「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」に基づき、DV被害者及び同伴する子ども等を加害者から守り安全を確保するため、夜間休日を含めた24時間体制で迅速に一時保護への対応を行うとともに、被害者及び同伴する子ども等が安全で安心な保護を受けられるよう体制の強化に取り組みます。

※DV＝ドメスティック・バイオレンス

## 推進施策Ⅲ-2 困難を抱える子どもの養育環境の整備

「社会的養護体制の充実」、「若者（県内高校生・大学生）と子どもとの交流促進」の2つの視点で施策を進めます。

### ◆施策と取組の方向

#### （1）社会的養護体制の充実

県では社会的養育の推進にあたり、社会的養育を必要とする個々の子どもにとって一番ふさわしい選択ができるよう養育環境を整えることが重要と考えています。

##### ①子どもの権利擁護の強化

施設や里親等に措置した子どもや一時保護した子どもの権利擁護の強化を図るため、子どもの意見を汲み取る方策について検討します。

また、施設や里親等における養育の質の向上を図るため、施設ごとの施設運営指針や里親等養育指針に沿った取組を推進します。

##### ②里親・施設養育の充実

社会的養護の推進にあたっては、児童の最善の利益の実現のため、里親に関しては、里親支援機関と連携し、里親制度の広報・啓発や里親支援の充実を図ります。また、施設養護においては、福祉や医療の多様な職種による専門的養育の実施などの取組を推進します。

##### ③専門的ケアの充実及び人材の育成

虐待等を受けた子どもの安定した人格形成や心の傷をいやして回復を促すためには、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育が必要です。

このため、養護施設等での心理療法担当職員等による支援を推進します。また、暴力以外の方法を用いたしつけのスキル「コモンセンス・ペアレンティング」や社会的養護の子どもたちが自身の生き立ちを知る権利を保障するための「ライフストーリーワーク」※等研修の積極的な活用を働きかけ、職員の資質向上を図ります。

※ライフストーリーワーク……子どもが自分の家族が抱えていた困難や自身の生き立ちを振り返るプロセスを通して、自己肯定感を高め、生きていく力の醸成を支援する取組

##### ④自立支援の充実

社会的養護のもとにある子どもは、虐待等困難な家庭環境が原因で入所に至っている場合が多く、施設退所後は家族や親戚からの十分な支援が得られず、様々な生活・就業上の不安や悩みを抱えながら自立していかなければなりません。施設退所後に自立した社会人として生活できるよう児童養護施設と連携して、生活支援及び就労支援の充実を図ります。また、「ライフストーリーワーク」の実践に取り組みます。

さらに、児童養護施設の自立支援相談体制の充実を推進します。

#### ⑤家庭・地域における養育に対する支援の充実

社会的養育の推進として、虐待の未然防止、子どもの家庭復帰に向けた家庭環境の調整、家庭復帰後の虐待の再発防止等のための家族支援の充実や、里親支援機関、児童養護施設及び乳児院等施設による地域の里親等への支援、子育て短期支援事業等による子育て家庭への支援等の充実を図ります。

このため、施設の家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員等によるソーシャルワーク機能を強化するとともに、児童家庭支援センターの運営を支援します。また、保護者指導・支援プログラムを活用し、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止を支援します。

母子と一緒に生活しつつ母と子の関係に着目した支援を行う母子生活支援施設について、必要な整備を図るとともに、福祉事務所、こども家庭相談センター等の関係機関と連携し、その積極的な活用、支援機能の充実、広域利用の推進を図ります。

#### (2) 若者（県内高校生・大学生）と子どもとの交流促進

子どもを大切にはぐくむ地域づくりの担い手育成のため、大学やNPO等と協働し、若者と子どもの交流等を促進することにより、若者が子どもや地域活動に関心を持つ機会を増やします。

## 基本方針Ⅳ 次代を担う若者を応援する

次代を担う若者が、自分の将来の仕事や家庭生活に夢や希望を抱き、実現できるよう、企業、団体など地域の多様な主体と連携し、就業促進等による経済的自立支援や結婚応援を推進します。

### <施策の成果指標>

指 標	現状	目標値 (R6年度)	調査等
いろいろな働き方が用意され、自分の生活に合った就業ができることの「若者」の県民満足度	2.74 (R元年度)	3.00	県民アンケート調査
いずれは結婚しようとする未婚者の割合 (18～34歳)	86.1% (H30年度)	90%以上 (R5年度)	結婚・子育て実態調査
「子育ては楽しい」と思う子どものいない独身者の割合	17.7% (H30年度)	20%以上 (R5年度)	結婚・子育て実態調査
若者のための居場所登録数	12 (R元年12月)	20	青少年・社会活動推進課調べ
職場実習参加者(若年無業者)の半年以内の就職率	68% (H30年度)	70%	雇用政策課調べ

※目標値については、原則令和6年度を目標年度としますが、他計画との整合や調査年度等を踏まえた指標は、括弧書きの目標年度になっています。

## 推進施策Ⅳ-1 若者の経済的自立支援

「県内の雇用の場の創出」、「若年者への県内就業・再就職支援の充実」の2つの視点で施策を進めます。

### ◆施策と取組の方向

#### (1) 県内の雇用の場の創出

県内に若者の雇用の場が増えるよう、工場立地について企業誘致を推進することにより、県内の雇用の場を創出します。

#### (2) 若年者への県内就業・再就職支援の充実

##### ①県内就労の促進

就職における若者の県外流出が高い要因の一つとして、県内には魅力ある企業が多く存在しながら、一般消費者向けに製品等を取引する企業が少ないため、大学生等の若者が県内企業を知らないことがあります。このため、県内外大学での県内合同企業説明会や相談会、県内大学等の教員と県内企業との交流会等を進め、若者に県内企業を知ってもらい、企業と若者との接点強化を進めます。

また、男女ともに働きやすい職場づくりを目指す「なら女性活躍推進倶楽部」登録企業や大学と連携し、これから就職活動をしようとする大学生等に、女性の先輩ロールモデルと交流する機会を提供するとともに、結婚・子育てなどライフイベントを視野に入れた働き方や企業の働きやすさ、その工夫などの魅力を、様々な媒体、特に若者のニーズに合った周知方法を検討し、発信していきます。

##### ②就労継続への支援及び早期離職者の再就職支援

高校、大学を卒業して就職後3年以内の離職率が高く、その要因としては、「仕事が合わなかった」等のミスマッチによるものが多くを占めているため、就職活動前の早期の段階から、学生への就業意識の醸成や業界研究を目的とした説明会やセミナー等を実施します。

また、労働条件など企業の処遇を理由とする離職も多いことから、県内企業への職場環境向上のための個別コンサルティング等で処遇改善を図り、職場への定着を支援します。

離職者に対しては、県しごとiセンター（ならジョブカフェ、無料職業紹介所）におけるきめ細かな相談・マッチング支援、県内大学等との連携強化による卒業生の再就職支援、高等技能専門学校での職業訓練による就労能力の向上等により、1人でも多くの方の再就職につながるよう取組を進めていきます。

## 推進施策Ⅳ-2 企業等と連携した若者の結婚応援

「結婚・子育て応援の気運醸成」、「若者の出会いの機会の提供」の2つの視点で施策を進めます。

### ◆施策と取組の方向

#### (1) 結婚・子育て応援の気運醸成

奈良県こども・子育て応援県民会議の団体・有識者等との協働により、県や市町村の取組を周知するなど、地域全体で若者の結婚や子育てを応援する気運の醸成を図ります。また、国の交付金を活用し、市町村での結婚応援の取組を支援します。

#### (2) 若者の出会いの機会の提供

結婚を希望する独身男女を応援する企業や店舗、NPO等と協働し、飲食や体験型の結婚応援イベント等を開催する「なら結婚応援団」事業により、若者の出会いの機会を提供します。

## 推進施策Ⅳ-3 困難を抱える若者の自立支援

「ニート・ひきこもり相談支援体制の充実」の視点で施策を進めます。

### ◆施策と取組の方向

#### (1) ニート・ひきこもり相談支援体制の充実

##### ①相談支援体制の充実

ニート・ひきこもり※等社会的自立に困難を抱えた若者に対しては、円滑な支援ができるよう各種機関の連携強化を図るとともに、ひきこもり相談、訪問支援、就業相談、職場体験などを実施し、より多くの若者の社会参加に向けた機会を提供します。

- ・奈良県ひきこもり相談窓口の周知・啓発、相談体制の強化
- ・市町村におけるひきこもり相談窓口の設置促進
- ・県・市町村の相談・支援体制の連携強化
- ・ひきこもり当事者や家族への支援の充実
- ・県内支援機関の知識・スキルの向上、連携強化
- ・子ども・若者支援地域協議会の市町村設置促進
- ・困難を抱える若者の居場所づくりの推進

※ニート……総務省が行っている労働力調査における、15～34歳で、非労働力人口のうち家事も通学もしていない人

※ひきこもり……様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念

## ②若年無業者への就労支援

若年無業者等の職業的自立を支援する「地域若者サポートステーション」において、就業セミナーの実施や臨床心理士の配置等により就業支援を強化します。

働くことに不安を抱える若年無業者の早期の就労に向け、ジョブコーチのきめ細やかなサポートによる民間企業での職場実習を実施します。

若年無業者の就労につながる効果的な施策を講じるため、若年無業者等を対象としたアンケート調査を実施し、就労意欲や就労に至るまでの課題等を明らかにします。